

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高松市十河土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成28年8月19日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

1 退任した役員

役員の種類	氏名	住所	退任年月日
理事	神内 利弘	高松市十川西町637番地	平成28年7月31日
〃	八十川 一義	〃 亀田南町482番地2	〃
〃	十川 進	〃 十川東町885番地2	〃
〃	中村 唯雄	〃 〃 975番地3	〃
〃	入星 豊太	〃 〃 1622番地3	〃
〃	大高 正博	〃 十川西町257番地5	〃
〃	鹿庭 忠昭	〃 〃 125番地1	〃
〃	岡 博	〃 小村町621番地1	〃
〃	廣瀬 吉俊	〃 〃 183番地1	〃
監事	橘 勝住	〃 十川東町110番地1	〃
〃	廣瀬 正利	〃 小村町12番地5	〃
〃	宮下 恒雄	〃 十川西町434番地2	〃
〃	黒川 雅文	〃 亀田南町137番地	〃

2 就任した役員

役員の種類	氏名	住所	就任年月日
理事	川東 敬幸	高松市亀田南町601番地	平成28年8月1日
〃	橘 勝住	〃 十川東町110番地1	〃
〃	十川 進	〃 〃 885番地2	〃
〃	入星 豊太	〃 〃 1622番地3	〃
〃	大高 正博	〃 十川西町257番地5	〃
〃	鹿庭 忠昭	〃 〃 125番地1	〃
〃	廣瀬 吉俊	〃 小村町183番地1	〃
〃	宮下 恒雄	〃 十川西町434番地2	〃
〃	横手 照彦	〃 小村町445番地8	〃
監事	中村 唯雄	〃 十川東町975番地3	〃
〃	古川 泰雄	〃 小村町477番地	〃
〃	穴吹 忠	〃 十川西町807番地	〃
〃	河野 稔	〃 亀田南町458番地	〃